

がん検診精密検査結果把握について

健康増進法に基づくがん検診の実施主体である区市町村においては、検診の実施から精密検査に至るまでの精度管理を行い、がん検診が有効かつ効率的に実施されているかを継続的に評価、管理していくことが求められている。

このことについて、国の指針「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（平成 20 年 3 月）」では、がん検診事業評価の市町村の役割として、がん検診のプロセス指標（※）を正確に把握し、都道府県に報告することが明記されている。

区においては、がん検診の主な委託先である練馬区医師会と精検結果把握体制の協議を重ね、平成 24 年度からがん検診精検結果把握事業を開始した。

※受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、要正反応適中度、精検未受診率、結果未把握率

1 がん検診精密検査結果把握事業の実施方法

(1) 対象のがん検診

5 がんおよび前立腺がん ※前立腺がん検診は、練馬区医師会実施分のみ

(2) 実施方法（別紙「練馬区がん検診「精密検査結果把握事業」実施方法」参照）

① 区（一次）検診結果説明の際に検診実施機関は、以下の書類を受診者（要精検者）に渡す。

- A 精密検査のご案内（受診者向け）
- B がん精密検査結果報告のお願い（精密検査医療機関向け）
- C 精密検査依頼書・結果報告書（3 枚複写）
- D 精密検査結果報告書返送用封筒

② 精密検査受診者は、B・C・D を精密検査医療機関へ持参する。

③ 精密検査医療機関は、C（結果報告書）を練馬区医師会へ送付する。

④ 練馬区医師会は、精密検査結果を電子化した後、一次検診実施機関へ C（結果報告書）を送付する。

※ 医師会非加入医療機関および他区医師会加入医療機関が実施した検診の精密検査結果は、区を經由し一次検診実施機関へ送付する。

⑤ 練馬区医師会は、取りまとめた精密検査結果を区へ報告する。

【追跡調査】

① 練馬区医師会は、一次検診実施のデータ集計完了後 4 か月以上経過しても結果報告書を回収できない事案について、要精検者あて郵送による受診勧奨および受診状況照会を行う。

② 精密検査医療機関あて、結果報告書の提出を郵送にて依頼する。

③ 練馬区医師会は、精密検査結果および未受診者データを電子化し、区へ報告する。

練馬区がん検診「精密検査結果把握事業」実施方法

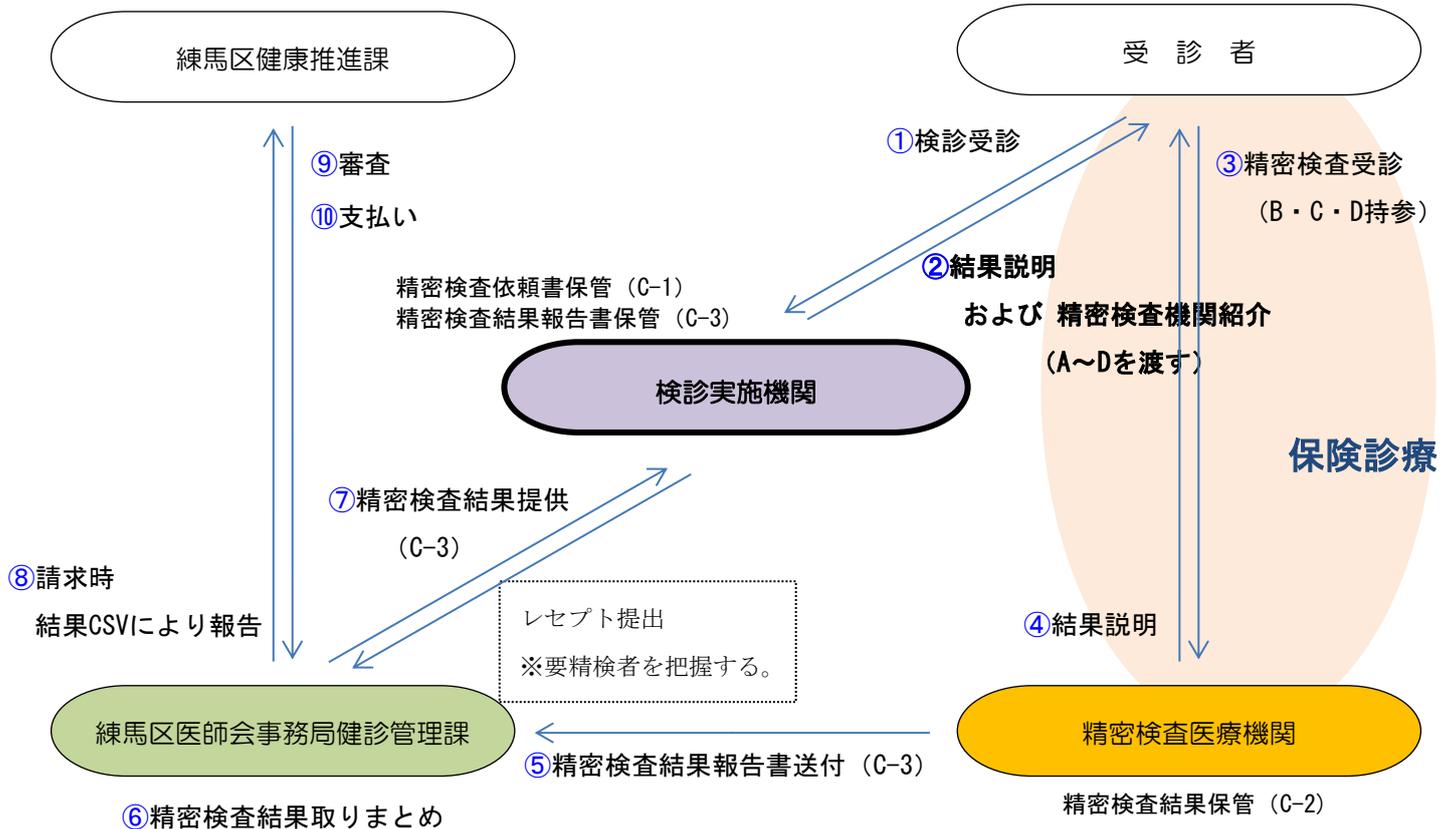
① 練馬区医師会加入の医療機関でがん検診（一次検診）を実施した場合

事業評価

プロセス指標
を集計し、
都および国へ報告

各種様式

- A がん精密検査のご案内（受診者向け）
- B がん精密検査結果報告のお願い（精検医療機関向け）
- C 精密検査依頼書・結果報告書（3枚複写）
- D 精密検査結果報告書用封筒（医師会健診管理課あて）



※練馬区医師会はCSVデータ作成後、4か月以上報告書未着分を確認。

⇒追跡調査を実施し、精密検査結果を把握する。(1) 要精検者への追跡（郵送により受診状況照会）

(2) (1) により受診が判明した精密検査医療機関に精密検査結果報告依頼

② 練馬区医師会非加入の医療機関でがん検診（一次検診）を実施した場合

上記流れ図に準じ実施し、**練馬区医師会事務局健診管理課** の取りまとめを

練馬区健康推進課 が行う

③ がん検診および精密検査を同一医療機関で実施した場合の精密検査結果報告について

① 検診実施→② 検診結果説明

③ 精密検査実施→④ 精密検査結果説明

練馬区医師会事務局健診管理課

⑤ 精密検査結果報告書送付 (C-3)

検診実施機関
(精密検査医療機関)